

< 記入例 >

市町村民税 給与支払報告 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

注意事項

1 本書は、特別徴収の従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。
 2 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 3 異動により給与を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、遡年の1月31日(土日)の場合は、2月第1日曜日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

受付印 4 泉大津市長 令和 年 月 日		整理番号	人事 大阪 太郎 0725-33-1131 5678	特別徴収指定番号 3年度 特別徴収指定番号 4年度 18765432
宛名番号 13579	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	課税関係 氏名 電話番号 内線	担当 担当者 内線	
フリガナ イズミオオツ ハナコ	住所 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号	特別徴収税額 (年税額) 119,100 円	異動年月日 令和 4年 3月 31日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
氏名 花子	姓 新	(ア) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 3 月分まで 99,300 円	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 62 年 3 月 28 日	特別徴収税額 (年税額) 119,100 円	(イ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 4 月分から 5 月分まで 19,800 円	番号を記入 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他	
個人番号 * * * * *	住所 1月1日現在 泉大津市松ノ浜町〇番〇号 異動後 泉大津市菅原町〇番〇号		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新規 <input type="checkbox"/>	特別徴収指定番号	担当 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	法人番号	受給者番号	納入書の可否 (新規の場合のみ記載)
		番号を記入 ① 必要 ② 不要	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 2	1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入 19,800 円	左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌月10日納期限)で納入します。
------------	--	---------------------------------------	--

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。
-------	--

◎死亡退職された場合(残額は普通徴収となります)

相続人 (納税承継人)	住所 氏名	続柄
----------------	----------	----

市処理欄		旧特別徴収処理欄	入力者	点検
3年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		
4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他		

※届出対象者が複数名おられる場合は、コピーしてお使いください。